

**経済財政諮問会議**
**議 事 録**

(平成 20 年第 9 回)

(開催要領)

1. 開催日時：2008 年 4 月 23 日(水) 17:50～19:06
2. 場所：官邸 4 階大会議室
3. 出席議員：
 

議長	福 田 康 夫	内閣総理大臣
議員	町 村 信 孝	内閣官房長官
同	大 田 弘 子	内閣府特命担当大臣(経済財政政策)
同	増 田 寛 也	総務大臣
同	額 賀 福志郎	財務大臣
同	甘 利 明	経済産業大臣
同	白 川 方 明	日本銀行総裁
同	伊 藤 隆 敏	東京大学大学院経済学研究科教授 (兼) 公共政策大学院教授
同	丹 羽 宇一郎	伊藤忠商事株式会社取締役会長
同	御手洗 富士夫	キヤノン株式会社代表取締役会長
同	八 代 尚 宏	国際基督教大学教養学部教授
臨時議員	舩 添 要 一	厚生労働大臣
同	上 川 陽 子	内閣府特命担当大臣(少子化対策)

(議事次第)

1. 開会
2. 議事
  - (1) 生活直結型産業について
  - (2) 「新雇用戦略」について
3. 閉会

(説明資料)

- 生活直結型産業の発展に向けて(有識者議員提出資料)
- 生活直結型産業の発展に向けて(甘利議員提出資料)
- 生活直結型産業と I C T (増田議員提出資料)
- 「新雇用戦略」について(舩添臨時議員提出資料)
- 3 年間で 2 2 0 万人の雇用充実に(有識者議員提出資料)
- 労働力確保に向けた企業の取組(額賀議員提出資料)

(配布資料)

- ソーシャルビジネスの振興について (参考資料) (甘利議員提出資料)
  - 「新雇用戦略」について (参考資料) (舛添臨時議員提出資料)
  - 産業・地域・教育が連携した雇用戦略 (参考資料) (甘利議員提出資料)
- 
- 

(本文)

### ○議事の紹介

(大田議員) ただいまから、今年 9 回目の経済財政諮問会議を開催いたします。今日の議題は 2 つです。

1 つは、生活直結型産業について。もう一つは、新雇用戦略について。いずれの議題も舛添臨時議員と上川臨時議員に御出席いただきます。よろしくお願いいたします。

(報道関係者退室)

(大田議員) それでは、議事に入ります。まず、生活直結型産業について御審議いただきます。有識者議員から御説明をよろしくお願いいたします。

### ○生活直結型産業について

(八代議員) それでは民間議員ペーパー「生活直結型産業の発展に向けて」について説明させていただきます。

国民の潜在的ニーズが高い健康や生活に関わる産業は、今後の成長分野であります。これら生活直結産業は、需要、技術、人材等の面で潜在的な可能性が大きいという好条件下にあるにもかかわらず、本格的な発展には至っておりません。これは古い規制等の障害があるため、政府を挙げてその克服に努め、生活直結型産業の発展に取り組む必要があると思います。

発展に向けた 3 つの視点ということですが、生活直結型産業は具体的には医療・健康支援、保育、介護・生活支援、教育、移動などのサービス分野が該当いたします。これらの産業の本格的な発展のためには、以下のような取組により市場の革新を進めていくことが必要であります。第 1 は、利用者の立場で規制を見直すという規制改革の視点。第 2 は、IT 等新技術の活用を徹底するという視点。第 3 には、団塊世代や女性の参画を進めるという視点であります。

2 番目に、医療・健康サービスについて。利用者の立場に立った規制改革と IT の活用で、例えば在宅で医療・健康支援サービスを受けられるようにすべきです。

この具体的な中身としましては、画像診断による遠隔医療の推進というのがございまして。これは医師不足が深刻化し、遠隔医療への期待が高まっていますが、遠隔医療の整備目標すら定められていない。約 300 件のプロジェクトが進められ

ていると聞きますが、ほとんどが無償で医療機関の持ち出しになっている。本格的な実施のためには診療報酬の配分モデルが必要ではないかと思えます。画像技術は飛躍的に進歩しておりますけれども、ITによる「画像診断」が診療として認められる範囲が極めて限定的であります。保険の対象にもなっておりません。離島などは当然であるが、そうでないところでも在宅患者への遠隔医療サービスを拡大していただきたいと思えます。昔は往診というのがあったが、最近はほとんどない。その意味でもせっかくのIT技術を在宅医療に活用するということが大事ではないかと思えます。

次に、民間企業の「健康コールセンター」の設置の解禁であります。生活習慣病の場合は、患者と看護師のいるセンターが電話や電子メール等で連絡を取り合い、在宅で健康管理のサポートを受けられる仕組みが有用であります。欧米では、トレーニングを受けた看護師等を配置した「健康コールセンター」が民間企業によって設置されております。日本でも、例えば、非常に多忙である病院のアウトソーシングの受け皿という形で可能にする必要があるのではないかと思います。これは何が診断にあたるのかという非常にグレーゾーンでありますので、どこまではよくて、どこまではだめかを明確にさせていただくことが望ましいのではないかと。具体的な応用先としては、喘息発作予防のための自己管理支援サービスとか、糖尿病の重症化予防サービスという点があるかと思われま。

3番目は保育サービスであります。これも長年の課題だが、保育サービスを飛躍的に充実するために、利用者の立場に立って規制改革を進める必要があります。関係大臣におかれましては、経済財政諮問会議や地方分権改革推進委員会等の次の指摘をしっかりと受け止めていただきたいと思えます。

第1は、保育サービスの見直しということでありま。現在は市町村が利用者を保育所に割り当てる、事実上の割当制度になっております。こういう現行の仕組みを改めて、利用者が保育サービスを介護と同じように、自ら選択できる制度へと転換する必要があるのではないかと思います。また、保育所の調理室の必置や面積等の最低基準。これは大都市部とそれ以外等、地域によって実情が違うことから、全国画一ではなく、地域に委ねる必要があるのではないかと。後で財源という話が出てくると思えます。それはもちろん必要であります。現在、公立保育所のようにかなり高コスト構造のものもあるので、財源問題と切り離しても改善する余地は十分にあるのではないかと。つまり今の財源の下でも、この割当制度を契約制度に変える余地は十分にあるのではないかと。

第2に、認定子ども園、保育ママの拡大であります。認定こども園等の文部科学省、厚生労働省の「二重行政」を解消し、その普及を促進する。特にゼロ歳児等を始めとする高コストのところについて、保育ママの制度化を進める。保育ママがさまざまな資格が必要とされているが、これを例えば子どもを育てた経験のある人であれば、一定の専門的な訓練を受けることで得られるような形で、資格要件の緩和を行う必要があるのではないかと。つまり今この財源の下でも、この割当制度を契約制度に変える余地は十分にあるのではないかと。

4番目は、介護・生活支援サービスであります。ITやロボット技術を活用し

て、介護や生活支援サービスの質を高め、併せて介護現場の負担の軽減を行う必要があります。介護保険等で新しい技術を積極的に活用する。介護・生活支援の新しい技術や機器は、介護保険や保育現場で迅速に活用しなければいけないが、新しい技術の効果を評価するシステムがなかなか確立されていないために活用が遅れています。介護の現場で効果の測定や評価を行い、効果が見込まれるものは早期に導入するような仕組みとしていただきたいと思います。

5 番目は教育サービスであります。社会人の再教育や、能力開発のための教育訓練のニーズは非常に大きい。これらのサービスを利用しやすい環境づくりを進める必要があります。3 ページ目でございますが、例えば一つの手段として、地域のニーズに応じた公立学校の教室とか体育館等の設備を、例えば放課後や週末等に開放する。このためには安全管理が当然きちんとなされる必要がありますが、それによって多様な利用者が低コストで公益性の高い教育・訓練サービスを受けられるようにする。具体的に言えば、NPOによる日本語学校等がありますが、これ以外にも例えば不登校児童のための学校であるとか、今の学校制度の枠に入らないような教育サービスへの潜在的需要は非常に大きいのではないかと思います。

6 番目は、移動サービスであります。高齢者などのニーズにきめ細かく対応する新サービスがまだまだ不十分であります。多様なサービスが提供されるように、例えばタクシー運賃の総括原価方式の見直しがある。タクシー運賃は御承知のように「総括原価方式」により平均原価に利潤を載せた上限運賃の設定が行われております。これは国土交通省で見直しの議論が今なされておりますが、従来のような護送船団方式ではなくて、タクシーのサービス競争がもっと行われ、利用者のニーズに応える努力をした事業者が伸びるように、根本から見直す必要があるのではないかと。また、NPO法人等によるボランティア有償運送の円滑実施。これは大分進んでおりますけれども、過疎化・高齢化が進む中で、高齢者の身近な移動手段としてのボランティア有償運送サービスが地域で円滑に実施できるよう、登録手続の透明化、簡素化を進める必要があるかと思います。

7 番目はコミュニティ・ビジネスであります。子育て、介護、地球環境、教育、まちづくり、移動など、これまで行政が行ってきたサービスのうち、可能なものを地域住民が自ら行うコミュニティ・ビジネスを育てるということは、サービスの充実だけでなく、高齢者や女性の雇用・起業の機会拡大としても重要でありまして、是非取組を進めるべきであります。

以上のように、生活直結型産業というのは、各省のさまざまな制度に深く関わっているために、政府が果たすべき役割は他産業に比べて極めて大きい。従来のように縦割りではなく、横断的な取組が是非とも必要でありますので、少子化政策担当大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣等関係大臣の強いリーダーシップで本格的な取組に着手していただきたいと思います。

最後に、財源の議論は避けられないわけですが、特に保育サービスにつきまして、規制改革など、今の財源のままでも取組可能な課題はたくさんありま



すので、効率化すべきものは効率化し、財源を効率的に使っていくということを改めて強調させていただきたいと思います。

以上であります。

(大田議員) ありがとうございます。

それでは、ここから自由討議に入りますが、舛添臨時議員、お願いします。

(舛添臨時議員) この分野において、厚生労働省としましても、関係省庁と連携しつつ「健康日本 21」の推進、新待機児童ゼロ作戦の策定・展開、福祉用具及び医療機器の開発の促進を行ってまいりました。こういう生活直結型産業の革新が生活の安心や豊かさの土台となって、消費者・生活者のニーズや満足を深める方向に持っていけば、大変結構であると思います。

その上で、御指摘のありました点に幾つか指摘をしておきたいと思います。

まず、画像診断による遠隔医療の推進です。これは先ほど八代議員がおっしゃったように、僻地医療などの場面には非常に有効でありますし、診療報酬の対象にしておりますけれども、やはり基本はお医者さんと患者さんが直接に向き合うということです。あくまでサプリメント的な感じだろうと思います。

特に今、後期高齢者の医療制度で私が苦労しているのですけれども、どうしても年を取れば取るほど、じかに先生に手を触ってもらいたいというのがある。ですから、その点をどうするかということです。

それから、健康コールセンターも保健指導の範囲ということなら結構ですが、実は医師不足対策で今、大がかりなビジョンをまとめている。コメディカル、つまり看護師、助産師、薬剤師の人が、今、医師がやっているところを代替することができれば、かなり医師の負担が減ります。そういうことも含めて、検討の余地はあると思いますが、どうしても安心・安全として、やはり医者の一言が欲しいというのをどうするかというのはあると思います。

保育サービスについては、この前からずっと議論はありますが、基本はやはり安かろう悪かろうということであってはならない。やはり福祉という視点が重要なので、高コスト構造の改善という点は御指摘がありますが、財源を前提に置いた上で、親から見ると安心して子どもを預けられるという意味での、子どもを良好な環境で育成するという保障が必要だろうと思います。それをどうするかということがあります。以前から幼稚園と保育園については、担当省が違い、それぞれ教育、福祉という違いはあります。そういうことを含めて、実はこの前、認定こども園へ上川臨時議員と行ってまいりましたが、やはり賛否両論がありました。こういうことを踏まえて、あと一つ、先ほどおっしゃらなかったことで、子どもの立場から見たらどうなのかということ。つまり親御さんということをおっしゃったと思うのですけれども、子どもの立場から見て、認定こども園で、幼稚園関係の子は先に帰って、私のところはお母さんが何で来ないのかという子どもの声がある。ですから、そういうことに対してどう対応するかということはあると思いますけれども、御意見を踏まえて財源の確保を前提とした上でやっていきたいと思っています。

その他、社会保障制度というのは、最後のセキュリティーネットですから、何とか国民の安心・安全を確保するために、いろいろな良い点は取り入れながら、大改革をやってまいりたいと思っています。

以上です。

(大田議員) 八代議員、どうぞ。

(八代議員) 最後に舛添臨時議員がおっしゃった子どもの立場から考えるということとは、非常に大事なことです。ともすれば、伝統的な旧厚生労働省の立場は、あたかも親と子どもの利益が相反するような前提で子どもの利益を国が守るべきというお考えが多いのではないかと思います。必ずしもそうではないと思います。

例えば旧労働省でやっている企業内保育所などでは、そういう視点は全くないわけで、やはりそこは、原則的には親が子どもの利益を代表していると考えていいのではないかと思います。

それから、今、おっしゃった認定こども園についても、私は逆の声も聞いております。つまり、幼稚園の方は半日位で帰らなければいけないのが、保育園の方はまだまだ友達と遊んでいられる。ですから、何が子どもの立場なのかというのは、子どもに聞いてみなければわからないのですけれども、子どもを含めて、利用者、消費者の視点を考える必要があるのではないかと思います。

(大田議員) 伊藤議員、どうぞ。

(伊藤議員) 保育サービスで、福祉の観点ということをおっしゃられましたが、やはり福祉というところで一線を引くというのは、あまり現実的ではなくなってきた。グレーゾーンがあるわけです。本当に貧しくて、働かなくては生活そのものが成り立たないという従来の福祉の対象としての保育所がある一方、共働きで、できれば何時間でも預かってもらえれば、女性の進出や雇用の増大にもつながるということもある。必ずしも福祉の対象ではないのだけれども、ちょっと預かってほしいということがある中で、そこで一線を引いて、ここから先は福祉で、そこは安く高品質のものを提供するけれども、数は限られますよ、それ以外の人にはだめですよ、あるいは4月1日を過ぎたら申し込みませんという形での待機児童がたくさんいるということが、果たして社会にとって幸せかということをお考えいただきたいと思うのです。

宝くじに当たるように、非常に安い保育料で預かってもらえる人がいる一方で、全くあぶれてしまうということがある。したがって、財源の話は出尽くしているのに申し上げないけれども、やはり預けたいという人が何月にでも申請ができてすぐに預かってもらえる、仕事を探すときから預かってもらえるという形の社会をつくるのが急務だと思うのです。

また、子どもの観点ということですが、保育サービスが充実していないがために、子どもを産むのを躊躇する、特に2番目の子どもを産むのを躊躇する人たちが何人もいると思うのです。推計は難しいでしょうけれども、私の周りにもいます。そうしたら、生まれてこなかった子どもの権利はどうなるのだ、そこ

の利益はだれが代弁しているのだということになると思うのです。

したがって、子どもの権利というのは、余り軽々しく議論できないと思うのですけれども、やはり今、生みたくても、保育サービスで躊躇する人が何人いるのかということを少し考えるべきだと思います。

(大田議員) 上川臨時議員、どうぞ。

(上川臨時議員) ただいま御説明がありました健康支援とか保育、また高齢者支援サービスなどの分野におきましては、非常に国民の潜在的ニーズが高い分野と思っております。成長産業としてのポテンシャルも大変秘めていると思っております。

質の確保を図りながら、その発展を実現していくことが大変重要であると考えておりますので、生活直結型の産業ビジョンにつきましては、「少子化対策」と「仕事と生活の調和の推進」を担当する大臣としても、積極的に取り組んでまいりたいと思っております。

ただいま御指摘がございました子どもの視点ということで、地域の中で子どもが育つ環境を最大限ベストな状態で提供していくことは、大変大事だと思っております。今の御指摘にあった、「利用者の立場に立って」というところで、有識者議員提出資料「生活直結型産業の発展に向けて」の 2 ページの「保育サービス」のところも書かれておりますが、これは、利用者はもちろん、親という視点の部分の説明ではないか、と考えておまして、子どもがそこに預けられているという意味で、保育のサービスを受けていくという視点は、やはり絶えず大事にしていかなければいけないのではないかと考えております。

更に、先ほど「生まれる時期によって、制度の仕組みが 4 月から始まるということもあるので、それで生むのを躊躇する」という話がございましたが、ニュージーランドでは、プラケットというサービスによって、子どもが生まれた時点で、社会がそれをしっかりと支えていく、ということをもう 100 年実現しています。それはあくまで、子どもの視点を大切にした社会が成り立っている。その部分がベースにないと、利用者の視点としての「働く親のサービスが便利である」という形の中で、それがうまく両輪として機能してこないのではないかと思います。一番前提に、社会全体で子どもの健やかな成長を保障していくという視点を土台にした上で、さまざまな制度そのものがその視点でリストラクチャリングされていくということが大変大事だと思っております。そういう点も含めまして、関係する大臣とともに取り組んでまいりたいと思っております。

(大田議員) 甘利議員、どうぞ。

(甘利議員) 医療・健康支援サービスや、介護サービスなどの領域において、いかにして民間企業の活力を引き出していかを考えると重要であります。

予算委員会でも質問が出ましたけれども、岩手県の遠野市では、経済産業省と連携をしまして、携帯電話を活用した妊婦の遠隔健康診断の実証実験が行われている。当地で産婦人科医がおられませんので、事業開始から 1 年で 38 人の妊婦の方がこのサービスを利用しました。地元における満足度も非常に高いと報告を受け

ております。こうした遠隔医療を全国的に展開していくためには、積極的に取り組んだ病院などが十分に報われるという仕組みが重要だと思います。

更に、高齢者や障害者支援へのロボット活用の可能性も高いわけです。既に歩行や介護者をベッドへ乗せ移す作業を支援するロボットなどの実証段階のものも多くなっております。しかし、実際に使用する際のルールや基準が未整備であるために、導入が容易でない場合があります。今後、実証実験を通じた合理的なルールや基準の策定等によりまして、これらの新しい技術が活用できる環境整備を進めることが必要であります。

生活直結型産業が発展していくための言わばインフラ整備も重要である。例えば医療や健康分野への投資効果を「見える化」する「健康会計」の検討を進めていくことも、多額に及ぶ健康関連投資を効率的に進めていく上で重要であります。

有識者議員提出資料「生活直結型産業の発展に向けて」の中に、コミュニティ・ビジネスに関する指摘があります。地域的な課題も含めて、広く社会的な課題解決を図る「ソーシャルビジネス」の振興に各省と連携をしながら取り組んでいるところでありますが、現在我が国のソーシャルビジネスの市場規模というのは、英国の 20 分の 1 程度の小さい規模でありまして、今後、自治体、産業界、地元金融機関等が全員で支える仕組み作りを進めていくことによって、生活直結型産業の新たな担い手として育てていくことが必要であります。

今日、有限会社ビッグイシューというところが、雑誌の『THE BIG ISSUE』をホームレスに販売することを通じて自立を支援しているというのを見ました。表紙がジョージ・クルーニーで、その対談記事も載っている。多分、彼は社会貢献している俳優ですから、恐らくギャラを取らないで載っているのではないかと思うが、それを何部かホームレスに渡して、売った半分ぐらいは自分の収入にしている。それでまた雑誌を仕入れて、また売るということが結構成果を挙げているようであります。

それらの視点に立って、関係省庁で連携をして、ボトルネックとなっている制度や課題を克服して、新しい生活直結型産業の発展に努めていきたいと思っております。

以上です。

(大田議員) 丹羽議員、どうぞ。

(丹羽議員) 民間の立場から見えますと、我々も非常に苦しいときに新しい政策とかプロジェクトをやるときは、まず自らの経費の削減をするか、あるいは予算をこちらからこちらへ移すとか、そういう方策を必ず取るわけです。したがって、今回の件につきましても、やはり、そういう視点を持って実際にやらないと実行が難しいことになる。

この象徴的なものが、最近も地方を歩いていて耳にしているのですけれども、都道府県から市町村に対する生活苦情窓口というものが実際機能しないというのは、予算が付かず、窓口の人が確保できないと、結局対応できないということですから。それで結局クローズしてしまうところが出ています。全国的に一律に



そうになっているわけではないが、そういう地方自治体が少し増えているということで、やはり総理の肝いりで来春から始まる消費者庁との連携も、生活サービスの向上という意味では必要だと思います。

それから、各省庁においては、そういう予算の裏づけについて、「あちらの予算をこちらへ動かす」というようなフレキシビリティを少し持たないといけない。政策を打ち出すのは簡単ですけども、実行に移していかないと本当に信頼をなくしていくと思いますので、是非、そういう視点で実行力というものをつけていただきたいと思います。

(大田議員) 増田議員、どうぞ。

(増田議員) 生活産業と ICT の関係で、資料「生活直結型産業と ICT」に沿って説明する。

資料には遠隔医療の例だけ書いてありますが、先ほど舛添臨時議員から、こういった遠隔医療の位置づけについてお話がありましたが、甘利議員のお話しになった「遠野市の妊婦の心拍等を携帯電話に飛ばす」という例もあるとおり、実際に産婦人科医がいないところで異常心拍数などが表れたときに、それを素早くキャッチする意味では大変有効である。

ただ、資料の左下の方に導入状況を書いておりましたが、いずれにしても、一般病院、一般診療所では、今、いずれも 1% 程度の導入状況であるということです。

右側の方になりますが、舛添臨時議員にも御協力いただいて、今、両大臣での遠隔医療の推進についての懇談会を開催しており、間もなく中間報告をとりまとめますけれども、その懇談会における指摘事項等として、資料右下に 4 点記載しております。この中で、特に 3 点だけ申し上げたい。

第 1 点目は、先ほど民間議員ペーパーにもございましたが、診療報酬の対象となる遠隔医療の範囲が十分かどうか。民間議員の皆様から御指摘があった画像診断のほか、在宅医療での活用も限定的であるという指摘もございます。

第 2 点目は、診療報酬の対象となっている場合であっても、この遠隔医療に要する経費を十分に賄い得るものになっているかどうか。この懇談会の構成員の知事からも、この点について、例えば和歌山県でも一部遠隔医療を入れているのですが、現行の診療報酬点数では、5 年間やっても、恐らく遠隔医療システムの導入費用の 8~20% 程度しか回収できないだろう、そのほか、人件費等の負担が別途発生するので、やはり、この点について検討が必要ではないか、という具体的な指摘がありました。

第 3 点目は、地域の医療機関や地元医師会、自治体などとの間で、この推進に向けた共同体制を構築していく必要がある。

資料に 4 点の検討事項が書いてありますけれども、これらの検討を具体化して、また、舛添臨時議員とよく御相談して、この場でも、その検討結果を御報告申し上げたいと思います。

(大田議員) 御手洗議員、どうぞ。

(御手洗議員) 介護・生活支援サービスについては、言われているとおり、今後、

介護する人は減っていき、介護される人が増えていくのが現実であります。これについては、フィリピンやインドネシアとのEPAで実現した看護師の受け入れを着実に、実施することが非常に重要だと思う。

また、民間議員ペーパーにもありますとおり、ロボット技術など日本の高い技術力をフルに活用して、介護のコストを大幅に削減することも十分可能です。ただ、この分野では医学や工学等々、多くの学問分野が融合しておりますので、関係する省庁も複数に及んでいる。そのために、先ほど丹羽議員からも発言がありました。人的資源や予算が分散する懸念があります。これまで議論されてきた革新的環境技術や先端的医療技術と同じように、この介護分野の技術開発でもオールジャパンの取組を加速して、日本が世界に介護の先進モデルを示すことを目指してもらいたいと思います。

以上です。

(大田議員) ほかによろしいでしょうか。

どうぞ。

(町村議員) 保育のところですけども、私は「子ども庁」というものは必要だと考えていますが、それは、今日はあえて申し上げません。

私も、東京都初の認定こども園に行ってきたのです。こども園に着いたら2人の女性が迎えてくれまして、「私は幼稚園長です」、「私は保育園長です」と園長さんが2人出てくるのです。まず、そこからびっくりしてしまいましたけれども、結局、1人の子どもに区役所から2つの書類が来る。また、それぞれフォームが違う。これはやはり、二重行政だからだめだというのが1点。

それから、やはり保育は福祉措置である。これだと、どうしても自由度もないし、いいサービスができない。もし、本当にそれを福祉でいくというのだったら、何で、無認可保育をあれだけ放置しているのか。少し行政の対象に乗せていますけれども、ほとんど無視でしょう。これなどは本当におかしいのです。そこに、いろいろ働く女性の皆さん方が預けるのです。時間をずっとオーバーしているからとかね。

保育の実態は、いろいろな観点から、親の立場から見ても、子どもの立場から見ても、やはり規制緩和すべき点があるし、場合によっては規制が少し必要な面もあるかもしれません。この間、私も行ってみて「本当に率直な目で見直さないと、これはまずい」とつくづく感じたところであります。

(丹羽議員) 非常にいいお話でありまして、今御指摘の点は地方分権改革の一つの目玉で、厚生労働省と文部科学省の二重行政になっておりますので、これは増田議員も十分御理解いただいて、今度の勧告の中で、是非、その解消をお願いしたいと思います。

(大田議員) どうぞ。

(舛添臨時議員) 介護の分野ですけども、御手洗議員がおっしゃったようなことはよくわかりますし、技術開発を進めるのは大賛成です。

しかし、この分野は極めて労働集約的で、先ほど言ったように、やはりロボッ

トに手を握ってもらいたくない、人間の手で握ってもらいたい。それから、今、フィリピンなどからの看護師受け入れでは、日本語の能力を要求しています。その能力がなくてもやれる分野もありますけれども、例えば東北地方で、その地の言葉がしゃべれないと介護できないという老人もいるのです。そういうことを含めて言うと、新技術を活用したから直ちに介護のコストが下がるかということ、現実にはもっと厳しいものがあるという感じはしています。

(御手洗議員) それはよくわかりますけれども、現実には妥協せずに、技術開発は国家が大いにバックアップしてやらなければいけない。また、そうはいつでも、やはり人が足りないので看護師受け入れの問題については、真剣に、官民一体となって、インドネシアやフィリピンの人たち受け入れる制度を整備しなければ、根本的な解決にならないと思います。

(大田議員) どうぞ。

(舛添臨時議員) 人が足りないのは、余りに介護労働者の報酬が低過ぎるからです。これだけ失業者がいて、職を求めている人がいて、そこに行かないので、私は来年の介護保険料も上げることになると思います。しかし、介護の報酬を上げなければ、したがって、それを海外の安い外国人労働者で代替することだけでいいのかということ、私はそれも一つの手で、ちゃんとドアは開けましたが、お話を伺っていると、介護報酬は低くていい、安くて働く外国人を入れればいいのかということ、それは受け入れられません。

(御手洗議員) それは誤解です。外国人か否かにかかわらず、今は仕事の価値に対して賃金が払われるということです。「外国人＝安く使う」と言っているわけではない。我々の世界では、そんなことは全然ないです。

(舛添臨時議員) だから、全体の水準が極めて低いものですから、離職率が普通の職で 13%が、こちらが 20%。それから、介護のペイは、とても生活できるペイではありません。これはきちんと面倒を見ようと思っています。

(大田議員) 今の保育の面も次の議題にもなりますので、次の議題に移りたいと思いますが、舛添臨時議員におかれては、民間議員から提案のありました画像技術については、5月に増田議員と一緒にやっていただくということで、コールセンターも前向きに御検討いただければと思います。

今の生活直結型産業につきましては「骨太の方針」に何か盛り込めるように、関係大臣で御尽力をお願いしたいと思います。

それでは、次の議題で「新雇用戦略」に移りたいと思います。まず、舛添臨時議員をお願いいたします。

## ○「新雇用戦略」について

(舛添臨時議員) 参考資料として分厚いものがありますが、資料『「新雇用戦略」について』をご覧いただきながら、ご説明したい。

1 ページ目ですけれども、簡単なポイントを付けております。新雇用戦略は新たな成長戦略の一環として、「骨太の方針」に位置づけられるものと考えています

けれども、我が国の経済社会を考える上で重要なテーマとなるのが、全員参加の社会であります。これを実現する。

そこで、経済社会の活力を維持、向上させていくために、働く意欲を持つすべての人の就業を実現し、社会の支え手を確保していくことが必要である。特に出生率に大きな影響を与える団塊ジュニア世代が 30 代後半を迎えていること、豊富な知識、技能を有する団塊の世代が 60 代を迎えつつあることなどを踏まえると、まさに待ったなしである。

このため、今後 3 年間で集中期間として、個々のニーズに応じた細やかな支援策をとりたい。なお、今後 5 年間は、団塊の世代は就業意欲が高いこともあって、必ずしも労働力人口が急減するような状況にないために、いたずらに国民の不安感をあおることなく、しっかりと備えを整えていくことであります。

そこで、適切な経済財政運営の下、雇用・労働施策のみならず、産業施策や教育施策についても「全員参加」と「人材育成」を進める方向で展開することで、1 人当たりで見た GDP の増加にもつながると期待しております。

それから、若者、女性、高齢者の 3 つのカテゴリーについて、それぞれ申し上げます。

若者については、働く意欲、意識を持つように職業教育を実施することが重要。フリーター等正規雇用化プランということで、新たに 30 代後半の不安定就労者についても積極的に支援の対象に加える。そして、職場定着まで一貫した支援を図る。ジョブ・カード制度は、御手洗議員のところにもいろいろお手伝いいただきありがとうございました。ジョブ・カード制度の整備充実を図ることで、3 年間で 100 万人の正規雇用とともに、若者を含めてジョブ・カードの取得者 50 万人を目指すということであります。

次に女性について。特に子育て、出産期に労働市場から退出する方が多い。したがって、就労の継続や再就職の支援ということを中心に取り組む。また、「新待機児童ゼロ作戦」を展開する。保育施策、放課後対策、その他のこと、これは先ほど来申し上げていますように財源確保が不可欠ですが、新たな次世代育成支援の枠組みの制度設計をきちんとやってまいりたいと思います。

育児休業、短時間勤務を利用しながら、仕事と家庭を両立できるように、マザーズハローワークを中心に子育て支援などをやっていくことで、3 年間で最大 20 万人の就業を増やすことを目的としております。

高齢者は、就業意欲も非常に高いですし、経験も知識もありますから、もったいない。そういうことでさまざまな施策を講じ、3 年間で 100 万人の就業増を目指したい。公務員においても、65 歳までの雇用の問題に率先して取り組む。

その下の枠ですけれども、障害者について。福祉から雇用へということで、措置で助けるより、障害を抱えた方々も働く意欲を有する人に支援をしていく。まさにこれがノーマライゼーションでありますので、「『福祉から雇用へ』推進 5 年計画」に基づき、就労支援を行っていきたい。

最後に、「安定した雇用・生活の実現」、「安心・納得して働くことのできる環境



整備」が必要であろうということ。日雇い派遣の適正化、パート労働者の均衡待遇の確保、有期契約労働者の雇用管理改善など正社員への転換の支援をしたい。

それから、御手洗議員を始め、昨年末、政労使のトップの皆さんにとりまとめたいただいた「ワーク・ライフ・バランス憲章」、「仕事と生活の調和推進のための行動指針」も踏まえて、ワーク・ライフ・バランスを実現したいと思っております。

適正な労働条件下でのテレワークの普及促進を図っていくことも重要な課題であります。ガイドラインの内容を明確にするなど、啓発活動に積極的に取り組んでいきたいと思っております。

以上、1枚目が全体のまとめで、2枚目以降は細かく書いています。

更に、雇用情勢の地域差の解消を図っていくため、ハローワークが全国ネットワークを持っていることを生かして、多くの方の就職を実現したい。雇用保険制度に基づく支援措置の重点施策のほか、地方公共団体とも協働しながら展開していきたいと思えます。

中小零細企業について、経営環境が非常に厳しいということで、地方経済への深刻な影響も懸念されることから、中小企業対策もしっかりとやりたいと思えます。

最後に総理の掲げておられる、「働く人を大切に作る社会」の実現を図るべく、生活者の視点に立った政策立案を常に心がけるとともに、情報提供機能を強化する。今、厚生労働省ホームページの改革を行っております。厚生労働省改革の第一番目ということで、広報体制を改革しております。ワンストップ体制の整備ということで、国民と情報を共有したい。

これが新雇用戦略についての説明でございます。以上です。

(大田議員) ありがとうございます。

それでは、民間議員からお願いします。

(八代議員) それでは「3年間で220万人の雇用充実に向けて－100万人の正社員化、120万人の雇用創出－」という民間議員ペーパーを説明させていただきます。

今、舛添臨時議員からもお話がありましたように、60代になる団塊世代の能力を、企業と社会で最大限に活用する。同時に30代後半になる団塊ジュニアが子育てと仕事を両立できるようにする。これは大きな緊急の課題であり、そのために我が国の雇用戦略は、この3年間で非常に重要な時期になっております。3年間の数値目標を掲げ、実効ある政策を集中的に実施しなければなりません。

このような危機感に立って、2月15日に民間議員が提案を行いました。このたびの厚生労働大臣のプランは、それに沿ったものとして評価させていただきたいと思えます。これを実行に移すには、政府全体で以下のような取組を行うことが不可欠であります。

先ほども議論になりました、まさに保育所の問題であります。これは子育て期の就業促進のために不可欠であります。重なる部分はあるかと思えますが、やはり利用者の立場に立ち保育サービスの規制改革を行う。この「利用者」とは、

決して母親、父親の立場ではなく、子どもも当然ながら最大の利用者であります。子どもの視点も含めた意味で言っております。

市町村による保育所の割当制度があたかも子どもの利益に立つものであって、これを措置から利用者の選択に転換することが、子どもの立場に反するという誤解があるわけですが、必ずしもそういうことはないのではないかと。今の市町村の割当制度が本当にどこまで子どもの立場に立っているかは、私はかなり疑問に思います。言わば今の措置制度は、保育所側にとっては黙っていてもお客が割り当てられる制度であり、当然ながら、供給側主体の仕組みになってしまう。そうではなく、需要者・利用者が選ぶ、チェックすることで、初めて質の高いサービスが実現できるというのはサービス産業一般の原則であって、これは保育についても当然成り立つものではないだろうかと思います。

そういう意味で選択が大事ですが、同時に、今、町村議員からもお話がありましたように、認定こども園等の二重行政を解消することが非常に重要ではないかと思います。それから、保育所の調理室の必置や、面積等の最低基準を地域に委ねるべき。これは先ほども述べたことですが、土地の制約が厳しい都会とふんだんにある地方とが同一の基準とされており、これを少しでも下回る基準を一切認めないのは余りにも硬直的であります。現に多くの認可外保育所が存在している。それを放置しているのではないかとというお話が最近もあったわけです。もちろん差をつけてもいいと思いますが、ある程度の保育サービスを提供している主体には、きちんとした支援が必要になってくるのではないかと思います。

「財源のあり方を議論する」ということで、「新待機児童ゼロ作戦」によって、3歳児未満で15万人の保育サービスを増やす必要があります。それに対しては、財源の手当が不可欠であります。先ほど申しましたように、今の保育サービスにはまだまだ効率化を進める余地がありますが、それでも不足する保育サービスの量的拡充・質の向上のための費用については、税制の抜本的改革に向けて、財源の在り方の議論を行う必要があるかと思っております。

「2. 多様で、かつ不利にならない勤務形態の整備」であります。「テレワーク拡大のための環境整備」が重要と思っております。これは子育て期の女性にとっても、高齢者にとっても、また先ほど舛添臨時議員が強調されました障害者にとっても、通勤の負担なしに在宅で働けるというテレワークの拡大は、極めて重要であります。今、IT技術等でいろいろ普及が進められておりますが、それと同時に、今の労働時間法制の見直しが必要ではないか。厚生労働省の方でも、時代遅れの通達を、今のIT技術に対応するように直していただいたのですが、より抜本的に、深夜、休日も含めて、勤務時間等を労働者が柔軟に設定できるような仕組みづくりがないと、大々的なテレワークの拡大というのは難しいのではないかと。また、在宅での労災の適用基準を明確化するという問題もあるかと思われまます。

「育児期の短時間勤務制度の普及」について。仕事と子育ての両立には、育児休業後の壁があります。子どもは2年間ぐらいで育つものではないので、その後、やはり短時間勤務が重要な支援策となるが、導入企業はまだまだ少ない。普及を

図る必要があろうかと思えます。

「高齢者のための処遇体系の多様化」について。高齢者が意欲・能力・体力に応じて働き続けられるよう、短時間勤務制度や成果主義賃金の導入など、処遇体系の多様化を図る新たなルールづくりについて検討する必要があるのではないか。もちろん、定年延長は望ましいですけれども、それだけでは限度があるわけです。今の、定年後の 1 年契約を単に毎年更新していくというやり方では、質の高い高齢者の雇用を確保することは難しい。それと組み合わせ、もっと柔軟な雇用契約の下で正社員として処遇できるような体系が必要ではないかと考えております。

それから「3. ジョブ・カード制度の整備と拡大」ということで、「ジョブ・カードの対象者、活用方法の拡大」として、フリーター、子育て後の女性、母子家庭の母親のみならず、幅広い若年層、短期雇用者、高齢者にも対象を拡大する必要があります。ジョブ・カードを活用して、IT 等の短期集中的なトレーニング機会を提供し、短期雇用者の能力向上を図るということが大事であります。これは、実は子育て期だけではなく、ここにはちょっと書いておりませんが、新たな問題として、40 歳代後半期の女性についても、やはりこういう支援が必要ではないか。これは、子育て期は当然ながら子どもの世話のために就労が困難ですが、女性は 40 代を過ぎますと、今度は家族の介護や看護のために、やはり就労がなかなか難しい、就労の継続を希望しながら辞職したり、再就職が難しい場合がある。こういう女性労働者の就労希望先と就労先のミスマッチが生じていることにも十分に配慮した、きめ細かい就労対策が必要ではないかと思えます。

母子家庭等の母親に対しては、訓練期間中の生活費をどうするかということが大事で、これは制度としてはあると思えますが、よりきめ細かく支援する必要があろうかと思えます。

最後に、ここが大事でありますけれども、働くことが不利にならない税制や社会保障制度が必要であります。現行の社会制度というのは、過去の高度成長期の、男性が働き、女性が家事、子育てを行うという男女の垂直的な役割分担を暗黙の前提としていて、それは意図したわけではないが、結果的に女性や高齢者の就労を阻害する面がある。これを是非、中立的な制度に改革する必要があるのではないか。

また、給付と税制を一体的に扱い、必要な人に必要な支援をきめ細かく行う、給付付き税額控除制度について、これは欧米にはあると思えますが、我が国でも検討を行う必要があろうかと思えます。

以上であります。

(大田議員) ありがとうございます。それでは、ここから自由討議に入ります。

どなたからでもどうぞ。

甘利議員、どうぞ。

(甘利議員) 新雇用戦略に関しましては、2 月の経済財政諮問会議で地域振興の視点が重要だと申し上げました。また、先日、総理に「ジョブカフェちば」を御視察いただいたが、ジョブカフェは、経済産業省、厚生労働省と一緒に自治体を支

援してきたもので、民間のノウハウを活用して、地域産業界の協力も得まして、若者目線に立った就業支援サービスを提供することで、高い就職率などの成果を上げているわけであります。

その視察を踏まえて、総理から「就職だけではなくて、職場定着まで一貫したサポートを、学校、地域、産業界が一体となって進めていく方策を早急に検討すべき」という御指摘をいただきました。

「新雇用戦略」の策定に当たりまして、まさにこうした視点が不可欠でありまして、これらを踏まえ、産業・地域・教育の「つながり力」を強化する観点から 2 点だけ申し上げます。

1 点目は、地域の産業振興と結び付いた人材育成の実施についてであります。経済産業省では地域の産業界と大学が連携による実践的な人材育成について、支援をしてきました。その成果として、例えば、岩手大学では、国内初となる金型、鋳造工学専攻の大学院を開設しました。地域の産業界のニーズを踏まえたカリキュラムを地元企業の協力を得まして実施しているところであります。

更に企業立地促進法に基づきました支援も開始しております。本年度は既に 64 地域の企業立地促進の事業支援を決定しましたけれども、そのうちの約 9 割に当たる 57 地域に人材育成関連の事業が含まれております。これは、最初につくるときに、企業立地とインフラ整備と人材支援とか、いろいろなものを組み合わせで、全部ワンセットで必要なものを支援しました。それをワンストップサービスでできるようにしたが、人材育成の事業も多くに含まれております。このように地域の自治体や産業界、大学等の連携より、人材育成に対する支援のニーズが強く、今後ともこうした地域の取組をしっかりと支援をしてみたいと思います。

2 点目として、地域の雇用を担う、個々の中小企業の人材ニーズにきめ細かく対応するために、地域の各機関の連携が必要であります。当省では地域の事業者が何でも相談できる「地域力連携拠点」を今から準備しています。5 月中にも全国で 300 か所程度選定する予定であります。人材育成に関しましても、この拠点のパートナーとして、ジョブカフェや地域の大学、それから職業訓練機関等と連携していくことが重要でありまして、舛添臨時議員におかれましても、各地の職業訓練機関が地域連携拠点のパートナーとして是非参加していただけるよう協力をお願いしたいと思います。

1 点、先ほど保育サービスの話が出ましたけれども、これは利用者の視点ということばかりが強調されている。ある保育園の園長さんと 2、3 時間、どうしてもということで懇談をしたことがあります。今、割と親御さんは自分の自由時間のために子どもを預けるといふ感覚がかなり強いという。その際に、親御さんは、行政から補助をあなた方はもらっているのだから、自分はいろいろ文句を言う権利はありますよということをするのだそうです。お客様は神様です、はいですけども、保育は将来の人材を育てるのですから、保育サービスの側から親にももの申す、親をしかるということもあっていいはずだということ異口同音に言われましたので、一応、言っておきます。



(大田議員) 丹羽議員、どうぞ。

(丹羽議員) いろいろないい提案が出ていると思うのですが、新雇用戦略の本質というのは、やはり人口減少社会に直面する今の日本で、労働力を確保して、潜在経済成長率の低下を食い止めるということが一番大事ではないかと思うのです。私は、2つの方策があると思います。1つは、今日出ておりました社会政策的な雇用戦略だと思うのです。日の当たらないところに、いかに取り組むか。底上げ戦略ですね。

もう1つが、これが根本的な問題ですけれども、海外からの労働力を積極的に受け入れるかどうかです。長期的な視野で、どのような政策を取るかということを考えていくタイミングに来ていると思います。

したがって、本当に日本を長期的な目で潜在的な経済成長力を維持していくためには、そういう施策が要ると思うのです。現在人口が1億2,700万人おりますけれども、人口問題研究所の推計では、2055年に9,000万人を切るだろうと言われております。今、毎年大体105万人ぐらいの子どもが新たに産まれてくるわけですが、これが20年後に150万人になることは、絶対あり得ないわけです。団塊の世代は250万人の子どもが産まれていたわけですから、最近の集計では労働力人口は毎年0.5%ずつ減るだろうと言われていた。

そういうことを考えますと、根本的な潜在経済成長率を維持するためには、やはりTFP(全要素生産性)と資本投入と、それから労働投入だと思うのです。この3つで潜在経済成長率が決まっていくのですから、その一つの労働投入が確実に減るということならば、日本の経済を長期的に考えるときに、是非、海外の労働力をいかに活用していくかということを実際に議論する時期が来ているということだと思います。

(大田議員) 今、労働力に関する資料を額賀議員が出してくださいませ。

(額賀議員) 資料「労働力確保に向けた企業の取組」について、平成20年3月に財務局でたまたま労働力確保に対するアンケート調査があり、780社に対して実施した。1ページ目の左側のヒアリング結果では、将来において、労働力確保に関する懸念を持っている企業が70%ですね。「現在・将来とも懸念がある」と、「現在は問題ないが、将来懸念がある」は合計で70%以上です。

懸念を持っている理由として、この右側にありますように、1つは少子高齢化のため、もう一つは自社が必要とする人材の確保がなかなか容易ではないというようなことがアンケート調査の結果、分かったわけです。参考のために御紹介しておきます。

2ページ目は女性の活用等についてです。女性の活用では、特に3ページに書いてありますけれども、「パート労働者層を中心に、社会保険等の扶養の範囲を気にすることにより、年収を自己抑制する傾向がある」という意見があったり、それから非正規雇用の若手を雇用安定させるかどうかということについては、「派遣社員を正社員にするときに、派遣業者に一定の額を支払うことを求められる」ということがある。そういった意見があったということをお知らせしておきます。

それから、外国人の活用は、今、丹羽議員が言ったように、特に一次産業とか単純労働は、外国人がいなければ、もうなし得ないという感じになっている。だから、これは長期的に考えると、労働者の問題は避けて通れないということであることがアンケート調査で感じられたということでございますので、御紹介しておきます。

(大田議員) ありがとうございます。伊藤議員、どうぞ。

(伊藤議員) 今の額賀議員のお話とも関連するのですがけれども、やはり女性の労働参加を求めるためには、社会保険と税制の壁が大きいと思うのです。

健康保険の場合には、被扶養者枠が 130 万円で切られている。それから配偶者控除で言うと、103 万円の壁というのがあるということで、ラフに言って、100 万円を超えないようにしようとして働いている人というのは、ものすごくたくさんいるのです。パートで時間を気にしながら働いている。それを乗り越えるとする、はっきり言って 150 万か 200 万ぐらい、要するに収入をダブルにするようなことがなければ、ジャンプがないと、次のステージにはいけないということになります。それで、100 万円を越えたり、下回ったりしていると、扶養から外れたり戻ったり、社会保険を保険者 3 号から移したりと、ものすごい事務コストがかかるのです。結局、100 万円を超えない働き方を選択する。これは何とかしないと、本当に有能な女性を社会として使えないということになっている。

それから、舛添臨時議員提出の参考資料の方の 10 ページ目に、有名な M 字カーブというのが出てきますけれども、本当に日本だけが 30 歳から 39 歳のところで 60% まで落ち込んでいる。これは、アメリカ、フランス、ドイツ、イタリア、スウェーデンを対象にしているけれども、ほかの OECD 諸国でもこんな M 字カーブが明らかに出ている国というのは、日本以外にないのです。ある意味では異常なことが起きている。それは保育所の問題であり、短時間雇用が企業に定着していないことであり、それから税制、健康保険の問題であると思います。

M 字のへこんでいるところを完全に埋めるということが舛添臨時議員のプランの中にも、我々が提唱しているプランの中にも出てきますけれども、ここは是非実現していきたいと思っています。

したがって、税制のみならず、年金、健康保険、社会保険制度、社会保障制度も含めた総合的な仕組みの中で、しかし、先ほどお話がありましたように、ベビーブームの子どもの世代が、今、ちょうど 30 歳代にいるわけですから、今後 5 年の間にも実現しないと、その後 5 年やった場合と、大きな効果の差というのがあるのですから、本当に早急に関係大臣には制度の見直しをしていただきたいと思っています。

(大田議員) 上川臨時議員、お願いします。

(上川臨時議員) 日本の成長力の強化につきましては、多様な人材の能力活用や、多様な視点、新たな発想を取り入れることが大変重要であると思っております。女性の参画につきまして、あらゆる分野で進められていくことが重要でございます。政府の中でも、社会のあらゆる分野において、2020 年までに指導的地位に女

性が占める割合が少なくとも 30%程度にという目標を掲げまして、本年 4 月 8 日に男女共同参画推進本部において、女性の参加加速プログラムということで、戦略的な取組をそれに基づいて進めてまいりたいと思います。

高齢者の雇用拡大ということにつきましては、実は高齢女性の就業希望は大変多いものがございますが、女性は子育て、介護等によりまして、就業中断や非正規雇用が大変多く、職業能力の蓄積が困難な状況に置かれている状況でございます。このような高齢女性特有の状況に十分配慮していただき、きめ細かな施策の実施がとても大事であると考えております。

今、前段のテーマの中でも触れてございましたが、子どもの視点ということで、2つの視点があろうかと思えます。お母さん、女性が社会に出て行く。そしてそれに伴って働くお母さんを持つ子どもの視点、また社会人になるまで、これから 10 年後の私たちの社会を担う子どもたちの成長をしっかりと担保していかないと、労働の質という意味でも大変厳しい状況になろうかと思っております。10 年後の日本経済を支える雇用の一番大事な若い世代の人間力の形成という意味では、なかなか厳しい社会状況になっておりまして、施策につきましても、福祉や教育、労働等の各分野の縦割ということになりますと、なかなか継続して子どもたちが成長していけないということがございます。できるだけ総点検をして、総合的な、包括的な子どもの確かな成長を確保していくことが、若者の雇用というところに密接に結び付き、5 年、10 年ですぐに若い世代になりますので、そういう面での応援というか連携も更に進めていく必要があると思っております。

(大田議員) ありがとうございます。

舛添臨時議員、どうぞ。

(舛添臨時議員) 一言、外国人労働者の問題ですが、私は若いときからずっとヨーロッパでこの問題に取り組んできており、ドイツ、イギリス、フランスで、現地で生活して見てきていますので、労働力の確保という観点からだけ見てはだめです。私の聞き間違いでなければ、先ほど額賀議員が単純労働者とおっしゃったと思いますけれども、これはだめだと思えます。というのは、要するに今どれだけヨーロッパが苦労しているか。サード・ジェネレーションまで来ているのです。そのサード・ジェネレーションの子どもたちが、アイデンティティー・クライシスを持っていて、自分はイスラムなのか、ドイツなのか、そういうことを含めて、そのソーシャルコストたるやものすごく大きいものがある。

「日本はよかったね、外人労働者じゃなくてオートメーションを入れたね、ロボット入れたね。」と、よく研究者仲間であっていた。ロボットと外人労働者はどこが違うのか。そのソーシャルコストは全部の大きな問題です。

ですから、そういうことを考えれば、このアンケートにあるように、やはり専門的な技術者、インド人の IT の専門家を入れるのはだれも反対しません。実を言うと介護労働者の問題は非常に難しく、私は日本人の中で最も開かれた日本であっていいと思っているので、私はナショナリストでも何でもありませんが、日本人の半分が外国人で、英語でしゃべってもいいぐらいに思っているのだけ

ども、ただ、ソーシャルコストをどうするかということは相当考えた上で結論を出さないといけないので、外国人をそこまでやるなら、その前に若者、女性高齢者の活用をもっと図った方がいいと思っています。

(大田議員) 額賀議員、どうぞ。

(額賀議員) それは、例えば研修生だとか、技能実習生などで雇っているのだけでも、雇っている側は、単純に労働者としてのもてなししかしてないとか、そういうことでいろいろ混乱を起こしているわけだから、そういうことも含めてきちんとしていく必要があるという意味でも考え直さなければいけないということです。

(丹羽議員) それは私も、恐らく内閣府が研究を始めていると思いますけれども、ドイツのメルケル首相が、去年ぐらいからトルコ人とドイツ人の融合ということで、プアーピープルのゲッターをつくらないように、彼らにドイツ語を教えて、義務教育も受けさせて、ドイツ語をしゃべって、ドイツ人と同じように就職して、同じような給料をもらえるように政策を完全に切り直しているのです。

だから、今、額賀議員がおっしゃったように、そういうある程度の訓練を施したり、教育を施して、移民というものを受け入れていかないと、恐らくいろいろなソーシャルプロブレムを起こすのではないかと。そういうことは十分考えながら、どのような政策を取っていったらいいかというのを、この場で一度議論する必要があります。

(大田議員) どうぞ。

(御手洗議員) 単純労働者の話が出ているが、今、日本は開発力を支える技術者や生産技術を担う高度な技能者も不足しているのです。また、日本の企業が海外に進出する上においても、日本の大学を出て、日本で働いて、その会社のポリシーを理解し、語学もできる外国人に、例えば中国など自分の国に戻って働いてもらいたいという需要はすごく多いのです。したがって、海外の人たちが、単に安い労働だけではなくて、学生として日本に来て、そして1年とか2年ではなくアメリカのように長く日本で勤められるように制度を整備すべきだと思います。

先ほど、介護の話をした際に、少し言葉が足りなかったのですが、介護士の報酬が安いのは日本人も同じであり、外人、日本人にかかわらず、その部分についてはメスを入れるべきだと思います。

だから、きちんとした教育を受け、高度な介護技術を持った外国人を適正な報酬で雇う。御承知のとおり、中国などはフィリピンの介護の人たちが有名ブランドになっているぐらい需要に応じているわけですから、そういったことも考えたと思います。

(大田議員) 簡潔にお願いします。

(伊藤議員) 外国人労働者に関して、幾つかの問題が提起されていると思うのです。

1つは、定住してしまっている人たちということで、例えば浜松市とか太田市には集住地区があるということはよく知られていることですが、17万人ぐらいの日系人が定住して、これは別の問題を抱えている。要するに日本語教育をし



て、義務教育も何年生ではこれだけ学ばなければいけないという枠は弾力的にして、進路別に勉強してもらって、それで落ちこぼれないようにしていくことが必要です。だから、まさに丹羽議員が強調されたような日本語教育というのは非常に重要だと思います。

それから、研修生、技能実習生の問題というのは、額賀議員から提起されて、これは新聞等で報道されているとおりで、制度の趣旨と実際の運用のところにギャップがあると思うのです。やはりもうちょっと必要な労働力であるならば、それなりの待遇をして、それなりの技術を身に付けてもらうことが重要である。

留学生、就学生の問題というのは、一部の人は週 28 時間までアルバイトをしていて、いつ勉強しているのだということはあると思うのですけれども、その辺もどこまで認められて、どこまで認められないのかということ、きちんとすべきだと思います。

専門的な技術の分野は、まさに御手洗議員がおっしゃったとおりで、足りない分野はいっぱいあると思うのです。もっと認めていい。だから、資格を広げていく。単純労働ではないのだけれども、資格を広げていくことが重要だということは、前にもこの場で言ったとおりであります。

(大田議員) ありがとうございます。

簡潔にお願いします。

(甘利議員) 日本は、賃金を上げながら、なおかつ国際競争に勝つという視点を忘れてはいけません。ですから、高付加価値政策に資する人材をどう育てるか、どう導入するか、その視点ですべてを見てもらいたいと思います。

(大田議員) ありがとうございます。

それでは、議長からお願いします。

(福田議長) 「新雇用戦略」では、今日示された案に沿って、この 3 年間に若者、女性、高齢者、障害者、すべての人が働きやすく、全員参加の経済、これを実現すべく、政府を挙げて取り組んでまいります。その際、今日示された 2010 年の目標が確実に達成できるように、政府を挙げて取り組むとともに、経済界、労働界、関係するすべての方々にこの戦略の実現に向けて参画していただくことが必要であるということでもあります。今後、舛添臨時議員、上川臨時議員には、本日の議論を踏まえて、実現への具体的取組を詰めてほしいと思います。

長年の懸案があります保育サービスに係る規制改革につきましては、利用者の立場に立って、年内に結論を出してほしいと思います。財源の在り方、社会保障国民会議の議論も踏まえまして、抜本的税制改革において検討することとしたいと思います。

(大田議員) ありがとうございます。

今、総理から御指示がありました保育サービスに係る規制については、幾つかの省にまたがりますので、また私から関係大臣にお伝えすることにいたします。

以上をもちまして、今日の経済財政諮問会議を終了いたします。どうもありがとうございました。

(以 上)